

WMG（ワールドマスターズゲームズ）2027 関西自転車競技実施設計業務
公募型プロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1) 業務の名称

WMG2027 関西自転車競技実施設計業務

(2) 業務の目的

令和9年5月18日から5月23日に開催するWMG2027 関西自転車競技について、トラック及びロードレース、交流会等を安全かつ円滑に運営するために必要な会場を設置することを目的とする。

(3) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり

(4) 契約期間 契約の締結の日から令和8年11月10日まで

(5) 予算額 4,000,000 円（うち消費税及び地方消費税の額を含む）

(6) 参加申込み

この公募型プロポーザルに参加しようとする者は、令和8年6月4日（木）までに、公募型プロポーザル実施要領別添「参加申込書」をファクシミリまたは電子メールにより提出する。

2 参加資格要件

本件プロポーザルに参加できる者は、鳥取県内に事業所を置く事業者で、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 鳥取県又は倉吉市において指名停止措置を受けていないこと。

(3) 平成28年以降に日本国内で開催された全国規模の大会（インターハイ、国民スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会等）で実施計画作成業務、又は実施業務の受託実績を元請けとして完了した実績があること。

(4) 本件業務の実施にあたり、市実行委員会との連絡調整・打合せ等が適切に対処できる者であること。

(5) 倉吉市内で行うヒアリングに参加できる者であること。

(6) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）でないこと。

(8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。

3 審査会の設置

- (1) 企画提案等の順位を決定するため、審査会を設置する。
- (2) 審査会の企画提案書等の順位を審議し、決定するものとする。
- (3) 審査会は4人で構成する。
- (4) 審査は書類審査とする。

4 審査会

- (1) 各審査員が下記の評価項目の評価の視点ごとに評価を行う。
- (2) 審査員4人の合計得点が240点（最高得点400点の6割）以上であることを最低基準とし、最低基準点を満たない提案者は選定の対象としない。
- (3) 審査員4人の合計得点が高い順に順位付けを行い、最高順位者を選定する。
- (4) 審査員4人の合計得点が高点の場合は、審査員の多数決により順位を決定する。
- (5) 最低基準点に満たない場合または提案者がいない場合は、再度プロポーザルを実施する。

評価基準		評価点数
企画提案	仕様書の理解度、実行性	20
	会場及び周辺の基礎資料の収集、分析、反映	20
	業務量の把握（作業スケジュール）	20
執行体制	担当者の能力及び経験等、支援体制	15
	地域要件（鳥取県内に本店、支店若しくは営業所を有する等）	5
業務実績	類似業務の実績	10
見積額	予算の範囲、妥当性	10
合 計		100

5 書類の提出先及び問合せ先

〒682-8633 鳥取県倉吉市堺町二丁目 253 番地 1 倉吉市役所第 2 庁舎 3 階
倉吉市経済観光部観光交流課ワールドマスターズゲームズ推進室内
WMG2027 関西自転車競技倉吉市・北栄町実行委員会事務局
電話：0858-27-1625 ファクシミリ：0858-22-8136
電子メール wmg2021@city.kurayoshi.lg.jp

6 提出書類

本プロポーザルへの参加に当たっては、以下の書類を期限内に提出すること。

(1) 提出書類

企画提案参加申込書（様式第1号）1部

(2) 提出期間及び時間

令和8年5月25日（月）から令和8年6月4日（木）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとし、送付による場合は、令和8年6月4日（木）の午後5時15分までに到着したものに限り、受け付ける。

(3) 提出方法

持参又は送付の方法により提出すること。ただし、送付による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（信書と明記すること。）によること。

(4) 提出場所

5に同じ

(5) 質問の受付

本プロポーザルに関して質問がある場合は、令和8年6月11日（木）午後5時15分までに電子メール（送信先：wmg2021@city.kurayoshi.lg.jp）により質問すること。（質問書は様式第2号。）

質問者に対し、電子メールにより回答する。

(6) その他

本プロポーザルへの参加は、参加申込書を期日までに提出した者に限る。

7 企画提案書の作成要領

(1) 作成内容

仕様書をもとに、企画提案書を作成すること。

(2) 作成様式及びページ数

企画提案書は、以下のとおり作成する。

提出書類	留意事項
企画提案書（様式第3号）	社長又は営業所長等の代表者印を押印すること。 ※押印は、正本のみ
企画提案内容（任意様式）	概ね次に掲げる事項を記載すること。 ア WMG2027 関西自転車競技のコンセプト イ 競技開催に必要なこと ウ 進行管理の方策 エ 独自の提案事項
業務経歴書（様式第4号）	2(3)の受託者として完了した主な業務の実績を記入すること。
業務実施体制調書（様式第5号）	本件業務を受注した場合に業務の実施に関わる予定の者及びその担当を予定する業務内容等を記入すること。
業務工程表（様式任意）	本件業務を受注した場合の本件業務のスケジュールについて作成すること。
見積書（様式第6号）	本件業務を受託する場合の業務委託料の見積額。ただし、1(5)に掲げる予算限度額の範囲内とし、業務委託料の総額のほか積算の内訳を記載し、又は添付すること。

(3) 提出部数

各5部（正本1部、副本（写し）4部）

(4) 提出期限

令和8年6月25日（木）午後5時15分まで（必着）

(5) 提出方法

5に送付又は持参すること。（ファクシミリによる提出は不可とする。）

8 審査結果の通知

審査結果は、提案者全員に通知するものとする。

通知の内容のうち審査結果については、すべての提案者の順位及び得点とする。ただし、提案者名については、最高順位者と当該通知の相手方のみ記載するものとする。

9 契約

- (1) WMG2027 関西自転車競技倉吉市・北栄町実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、4により最終提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、契約を締結する。

この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議を含む。協議が不調のときは、4により順位づけられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

- (2) 実行委員会は、受託者が次に掲げる事項に該当するかどうかを鳥取県警察倉吉署に照会する場合がある。

2の(7)、(8)のほか、次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

ア 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

イ 暴力団員を雇用すること。

ウ 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

エ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

オ 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

カ 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

- (3) 暴力団若しくは暴力団員であること又は(2)の(ア)から(カ)までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

10 スケジュール

契約締結に至るまでの手続き及び時期は次のとおりとする。

令和8年5月25日（月）	プロポーザル公募開始
令和8年6月4日（木）	参加申込書提出期限
令和8年6月11日（木）	質問受付期限
令和8年6月25日（木）	企画提案書提出期限

令和8年7月1日（水）	審査会
令和8年7月3日（金）	審査結果通知
令和8年7月中旬	契約締結

11 その他

(1) 企画書の無効

2の参加資格要件のない者が提出した企画書及び虚偽の記載がなされた企画書は、無効とする。

(2) 参加費用

このプロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

(3) 著作権の取扱い

実行委員会は提案者に対して、企画書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わない。

(4) 情報公開

提出された書類は返却しない。なお、鳥取県実行委員会に提出された書類は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第38条の規定を適用するが、提案者に無断でプロポーザル以外の用途に使用しない。